

平成 13 年 1 月 26 日 制定 (国空機第 19 号)
平成 23 年 3 月 28 日 一部改正 (国空機第 1134 号)
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号)
平成 30 年 11 月 29 日 一部改正 (国空機第 969 号)
令和 3 年 7 月 30 日 一部改正 (国空機第 384 号)
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号)

セーフティ

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名 : PMA 部品の取扱い

1. 目的

本セーフティは、PMA 部品を我が国に登録されている航空機、発動機又はプロペラに装備する場合の取扱い方針を定めるものである。

2. 背景

米国 FAA の Parts Manufacturer Approval (PMA) とは、米国の型式証明を有する航空機、発動機又はプロペラ (以下「航空機等」という。) に装備する改修部品 (Modification Parts) や交換部品 (Replacement Parts) の設計及び製造を FAA が承認する制度の 1 つである。

本セーフティの制定時においては、PMA 部品を装備する航空機等の型式証明の責任国が米国である場合に限り、我が国において PMA 部品の使用を認めていたが、今般、航空の安全の増進に関する協定 (Bilateral Aviation Safety Agreement: BASA) の耐空性に係る実施取決め (Implementation Procedure of Airworthiness: IPA) を締結し、PMA 部品を装備する航空機等の型式証明の責任国に関わらず、米国 FAA の PMA 部品を受け入れることとした。

本セーフティは、PMA 部品の取扱いに関する当局の考え方を示すものであるが、

航空機の使用者が航空機の耐空性を維持するに当たりどの部品を使用するかは使用者自身が決定すべきであることに留意すること。

3. 関連サーキュラー

- No.1-001 航空機及び装備品等の検査に関する一般方針
- No.3-001 航空機の整備及び改造について
- No.6-002 航空機故障報告制度について
- No.7-001 外国との航空安全に関する相互承認協定等について

4. 米国における PMA 制度

米国における PMA 制度は、FAR§21.303 にその詳細が記載されている。一般的に航空機等に装備される部品は、航空機等の型式証明に係る手続きを経てその使用が認められ、その後製造者の発行する部品表に構成部品又は代替部品として記載される（我が国においては、型式証明、耐空証明又は修理改造検査を経て新たな部品の使用が認められる。）。このため代替部品の使用は、本来航空機等の製造者の発行する部品表に記載されているものに限定されるが、例外的なものとして PMA 部品（我が国の制度に準ずれば型式・仕様承認部品に相当する。）が存在する。

米国においては、特定の型式の航空機等に対する型式証明において使用が認められない部品を使用するには、PMA 部品としての承認が必要（標準部品、TSO 承認済の部品を除く。）であり、その場合 FAA は技術的評価を次のように行っている。

(1) 部品の耐空性の評価

- a.型式証明で承認されている部品と同一又は同等な図面に基づき製造されていること；又は
- b.試験等によって耐空性の評価を行うこと

(2) 部品製造に係る品質の維持

定期的に品質管理の監査を行う。

上記の評価がなされた上で PMA 部品として承認されるものには、FAA から PMA Letter 及び必要に応じ Notification Letter of PMA Status が発行される。PMA 部品の部品番号は、型式証明で認められている部品と同一の場合もあればまた全く異なっている

場合もあるが、FAA の Letter には、当該 PMA 部品を装備することが認められる航空機等の型式名並びに当該 PMA 部品が代用として使用される元来の部品名及び部品番号が明記される。また FAA は、上記手続きを経て承認した PMA 部品を FAA のホームページ (<http://rgl.faa.gov/>) に記載している。

なお、PMA 部品として FAA の承認を取得した部品には、通例当該部品の銘板に FAA PMA 部品であること及び装備が許容される航空機等の型式名が明記される。

5. 我が国における PMA 部品の取扱い

上記 4 項にあるように、PMA 部品は航空機等の型式証明においてその使用が認められた部品ではないが、当該航空機等の製造者が使用を承認している部品に代えて使用することを FAA が承認していることから、FAA が PMA 部品の申請者に交付する PMA Letter 及び必要に応じ発行される Notification Letter of PMA Status は、航空機製造者の発行する部品表を補足するものであると考えることができる。このような事情から我が国においても航空機等の使用者が次の事項を確認することを条件として、PMA 部品を装備する航空機等の型式証明の責任国に関わらず、米国 FAA の PMA 部品の使用を認めることとする。

なお、航空機等の製造者の部品表に記載されている PMA 部品の取扱いについては、本サーキュラーを適用しない。

(1) 当該 PMA 部品を使用するに当たっては、FAA が発行した PMA Letter 及び必要に応じ発行される Notification Letter of PMA Status 又は FAA のホームページ (<http://rgl.faa.gov/>) により当該部品が FAA により PMA 部品として承認されており、航空機等の部品表に記載された部品と互換であることを確認すること。なお、この場合、航空機等の部品表に上記承認が確認できる文書を部品表とともに保管すること。

(注) Notification Letter of PMA Status は、原設計承認保有者とのライセンス契約を有している場合は発行されない。

(2) 当該 PMA 部品には、FAA (又は FAA が定めた基準及び手続きにより FAA の認定を受けた者) により耐空性が証明又は確認された証として発行した FAA Form8130-3 のタグが付されていること。

- (3) 米国において当該 PMA 部品が STC に基づき装備が認められる場合には、航空法第 13 条の 2 による追加型式設計承認を取得すること。また、当該 PMA 部品の装備作業が航空法第 17 条の修理改造検査に該当する作業である場合には、修理改造検査又は航空法第 19 条の 2 による認定事業場の確認を受けること。
- (4) 当該 PMA 部品の使用に当たり、航空機等の整備方式及び整備の内容に変更を加える必要性の有無を確認すること。航空機等の整備の方式及び/又は整備の内容を変更する必要が生じた場合には、当該航空機等の整備規程又は整備の方式を記載した書類を変更しておかなければならない。
- (5) 当該 PMA 部品の製造者が SB 等の技術情報を発行した場合にはこれら技術情報の確実な入手が図れること。

附則

1. 本サーキュラーは、平成 13 年 1 月 26 日から施行する。

附則（平成 23 年 3 月 28 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 3 月 28 日から施行する。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年 11 月 29 日）

1. 本サーキュラーは、平成 30 年 11 月 29 日から適用する。

附則（令和 3 年 7 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部安全政策課 航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661